

## 病児保育室受け入れ症状

### 【利用できる場合】

1. 医師により病児保育室での保育が可能であると診断され、その旨の記載を受けた所定の『医師連絡票』を託児時に提出する場合
2. 38.4℃以下の発熱性疾患
3. 軽微な鼻水・咳などの急性上気道症状
4. 軽微な嘔吐・下痢などの急性胃腸炎症状

次ページの各疾患に対する基準もご確認ください。

### 【利用できない場合】

1. 医師による診断を受けていない場合
  2. 所定の『医師連絡票』を託児前に提出できない場合
  3. 38.5℃以上の発熱が続いている場合
  4. 咳・喘鳴（ゼーゼー）がひどく呼吸困難である場合（喘鳴発作を含む）
  5. ほとんど飲んだり食べたりできない場合
  6. 点滴などの医療行為を行っている場合
  7. 重篤な疾患で入院時の措置が必要と考えられる場合
  8. 難治性の疾患で治療が継続している場合
  9. てんかん発作が頻回に起こっている場合
  10. 感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い（血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している場合など）
  11. 嘔吐、下痢がひどく脱水症状の兆候（皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がない、など）がある。
  12. その他、医師により受け入れが不可能と判断された場合
- ・この場合の発熱とは、原則として（解熱剤の使用なく）体温が 38.4℃以下の状態を指します。
  - ・隔離室対応の際は、その日の利用状況によって保育をお受けできない場合があります。

## 湯沢市病児保育室受け入れ基準

	疾患名	病児保育受け入れ基準
第一種	インフルエンザ  <b>空気感染 飛沫感染</b>	・発病後3日目から。 ・38.4度以下の発熱 ・食事、水分の摂取が可能
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)  <b>飛沫感染</b>	・発病後4日目から ・症状の回復傾向が見られたら。
	風疹  <b>飛沫感染</b>	発疹が消失後は利用可能。
	水痘 (水ぼうそう)  <b>空気感染 飛沫感染 接触感染</b>	全ての発疹が痂皮化してから利用可能。 (麻疹と並んで感染力が極めて強く、水痘に対する免疫がなければ感染後2週間程度の潜伏期間を経て発疹が出現。)
	咽頭結膜炎 (プール熱)  <b>飛沫感染 接触感染</b>	症状が安定していれば隔離で可能 (利用人数を制限し個室対応)
	百日咳  <b>飛沫感染 接触感染</b>	5日間の適切な抗菌剤による治療が終了していれば利用可能。
	溶連菌感染症  <b>飛沫感染 接触感染</b>	抗菌薬を飲み始めていれば利用可能。
	りんご病 (伝染性紅斑)	希望があれば利用可能。
第三種 (その他)	ヘルパンギーナ 手足口病  <b>飛沫感染 糜口感染</b>	・発病後1日目から ・症状が安定していれば利用可能
	感染性胃腸炎 ロタ・ノロ・アデノウイルス 細菌性胃腸炎	・38.4度以下の発熱 ・食事、水分の摂取が可能

## 湯沢市病児保育室受け入れ基準

第三種 (その他)	糞口感染 接触感染	・過去24時間以内に、下痢・嘔吐の症状がない。
	RSウイルス ヒトメタニューモウイルス	・38.4度以下の発熱 ・食事、水分の摂取が可能
	飛沫感染	
	マイコプラズマ感染症	抗菌薬内服していれば利用可能。
	飛沫感染	
その他	急性上気道炎 飛沫感染	・38.4度以下の発熱 ・食事、水分の摂取が可能
	気管支炎・肺炎 飛沫感染 接触感染	・38.4度以下の発熱 ・食事、水分の摂取が可能
	喘息・喘息様気管支炎	・食事、水分の摂取が可能 ・呼吸状態が落ち着いたら
	中耳炎	希望があれば利用可能。
	伝染性膿瘍疹 (とびひ) 接触感染	発症時から利用可能。
	突発性発疹	医師による病児保育室の許可があれば利用可能。
	水いぼ (伝染性軟属腫)	発症時から利用可能。